



地域包括支援センターだより

【問合せ先】桂川町地域包括支援センター（桂川町総合福祉センター内） ☎65・4401

■介護サービスについて

介護保険とは介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れることを目的に開始された制度で、高齢者の介護を社会全体で支える「社会保障制度」です。サービスを受けるためには申請が必要になります。今回は申請方法についてご案内します。



① 申請

桂川町役場 保険環境課に、介護保険被保険者証と本人確認書類を持参してください。



② 医師の診察および訪問調査

かかりつけ医による診察・主治医意見書の作成および、訪問調査員による心身の状態の調査を行います。



③ 認定審査会

②の結果をコンピューターで判定し、それを基準として専門家が介護の必要性を判断・認定します。

④ 認定結果の送付

認定結果が届いたら、要介護度を確認し、下記までご連絡ください。

要支援 (1～2)	地域包括支援センター (☎ 65・4401)
要介護 (1～5)	任意の居宅介護支援事業所 ※事業所が決まらない場合は 地域包括支援センターへ連絡

ひまわりカフェで

ほっと
ひんとき

6月6日のひまわりカフェは、毎回大人気のちりめん細工で紫陽花のタペストリーを作りました。

ハサミを使って花形に布を裁断したり、針と糸を用いて縫ったりと、指先を使うことで脳の血流量が増え、認知症予防や物忘れ防止に効果があるとされています。

午後の活動では、工作を取り入れた内容を多く設けていますので、ぜひ参加してください。

7月の日程と活動内容

4日(木)	音楽教室
18日(木)	色の世界

